

# 被災地 NGO 協働センター 会則

## <名称および事務所>

本会は被災地 NGO 協働センター(以下、「センター」といいます)とし、その事務所は神戸市兵庫区中道通 2-1-10 におきます。

## <目的>

センターは阪神・淡路大震災によって被災された人々の支援活動を目的とします。

## <事業>

センターは上記の目的を達成するために、次の各事業を行います。

- 1) 広報
- 2) 情報交換
- 3) 生きがい・就労促進事業の研究開発と推進
- 4) コーディネートセンターの設置運営
- 5) 被災地内外における各団体との連携とネットワークづくり
- 6) フリースペースの設置
- 7) 前各号のほか、センターの目的達成に必要な事業

## <会員>

### 1) 会員の定義

会員はセンターの理念・目的・事業内容に賛同し、直接ないし間接にセンター事業運営に関わるものとします。なお会員は会則に定められた会費を滞りなく納めます。

### 2) 会員の種類

会員は団体会員と個人会員とし、各々に一般会員、賛助会員、自由選択会員とします。

一般会員は日常のセンター事業に対して、物理的にも事実上主体的に参加することのできる会員とします。

賛助会員は当センターの理念、目的、事業内容に賛同するも、物理的に事実上参加できない会員とします。

ただし NGO という性格上、独創的な発想で、かつ主体的にかつ自己完結のできる会員によって運営されることが理想であり、その実践として「自由選択会員」を設けます。

### 3) 会員の権利と義務

本来 NGO は、機動性・柔軟性・創造性・先駆性・自発性・事業性・責任性をもつことが特徴です。このことから考えると、一般的な権利と義務を規約化し、拘束するものではありません。とは言え、センターが円滑に運営されるためには、当然のことながら会員は自己責任において会則に従い、全体的に参加しなければなりません。

NGO を育て、NGO に関わる者は、常に独創的な発想を持ち、自由に意見を述べ、主張する場が保障されなければなりません。何よりもいま重要なのは、一般世論が NGO や NPO 等の市民セクターの必要性を認知することであり、そのための啓発・啓蒙活動に力を入れる必要があります。

## <会費>

### 1) 会費は、総会で決められた年会費を支払います。

個人会員	一口	3,000 円
団体会員	一口	10,000 円
賛助会員(個人)	一口	3,000 円
賛助会員(団体)	一口	10,000 円

なお、自由選択会員の会費は、本人の意思によって決定し、支払うものとします。

### 2) 入会を希望するものの、会費の支払いが困難な個人または団体はその理由を提出し、運営委員会の承認により、会費の減免が受けられます。

## <退会>

### 1) 会員が退会しようとするときは、会あてに書面で通知するものとします。

### 2) 会員に次のいずれかの事情が生じたときは、退会したものとみなします。

- (1) 会費を1年分未払いのまま新年度を迎えたとき
- (2) 個人会員が死亡したとき
- (3) 会員団体が解散したとき

## <除名>

会員が会の名誉を傷つけたり、会の目的に反する行動をとったとき、会は運営委員会の議決により、その会員を除名することができます。

## <役員>

### 1) 役員の種類

会には、つぎの役員をおきます。

代表	1名
総務部長	1名
監事	2名
顧問	1名

### 2) 役員の選出

#### (1) センター代表は総会で選出する。なおセンタースタッフは代表が任命する。

#### (2) 総務部長は、代表が任命し、運営委員会で承認を得ます。

#### (3) 監事は総会で、個人および団体会員の中から選出します。

### 3) 役員の職務

#### (1) 代表は、会を代表し、会務を統轄します。

#### (2) 総務部長は、代表を補佐し、会の運営を統轄します。また、代表が職務にあたれないとき、その職務を代行します。

#### (3) 監事は会計および事業内容を監査し、その結果を総会で報告します。

### 4) 役員の任期

#### (1) 役員の任期は1年としますが、再任することもできます。

(2) 役員は任期満了後後任者が就任するまで、引き続きその職務を行います。

(3) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

#### <会の運営>

##### 1) 運営委員会

センターが民主的かつ円滑に運営されるために運営委員会を設置し、同時に決議機関とします。

(1) 運営委員会は必要に応じて代表が召集し、開催します。

(2) 運営委員はセンタースタッフから2名以上を選出し、団体・個人会員より2名以上を選出します。これに代表が加わり、5名以上で運営委員会とします。会員は決議事項については運営委員会に全権委任します。なお運営委員5名以上は総会の承認を受けるものとします。

##### 2) 総会

(1) 総会は、毎年1回以上、代表が招集して開きます。

(2) 総会は、本会の事業計画・内容・予算・決算を報告し、承認します。

(3) 総会は、個人会員および団体会員をもって構成されます。

(4) 総会での承認は、出席した会員の過半数の賛成によって行います。賛否が同数の時は、議長の判断により決定します。

(5) 議長は、総会開始時に選出します。

(6) 個人会員および団体会員の5分の1以上からの議題の提出、もしくは開催の請求があったときには、代表は総会を招集しなければなりません。

##### 3) 企画委員会

NGOセンターの運営をより民主的に運営するために、自由に参加ができる企画委員会を設置する。この企画委員には当センター加盟団体だけでなく、広く、有識者・ジャーナリスト・他団体・市民にも働きかけ、参加して頂くよう努力する。

##### 4) 部会・委員会

(1) 本会は必要に応じて、部会または委員会をおくことができます。

(2) 部会長および委員長は、会員の中から選任されます。

#### <会計>

##### 1) 経費にあてる収入

会の経費は、会費、寄付金、事業・その他による収入から支出します。

##### 2) 資産管理

会の資産管理は、代表および総務部長が行います。

##### 3) 会計年度

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

#### <会の解散および残余財産の処分>

1) 本会は、総会で出席した会員の4分の3以上の賛成をもって議決された場合、解散します。

2) 本会が解散するときに有する残余財産は、本会与類似の

目的を有する他団体に寄付するものとします。

#### <会則の改正>

この会則は、総会で出席した会員の3分の2以上の賛成をもって議決された場合、変更することができます。

#### <付則>

1) この会則は、1996年4月1日から施行します。

2) この会則は、1998年4月1日から改訂、施行します。

3) この会則は、2000年5月7日から改訂、施行します。

4) この会則は、2006年7月6日から改訂、施行します。

5) この会則は、2015年5月29日から改訂、施行します。